

すきやきたい (せわずき・せわやきたい) 利用のしおり



子育て支援センターほんべつ

本別町南3丁目 電話22-8811

本別町子ども未来課

本別町北2丁目 電話22-8130

すきやきたいは相互援助制度です。

「子育ての手助けをしてほしい」

「子育てのお手伝いをしたい」



その思いをつなぎあわせる活動です。



まず、お手伝いをしてほしい方は依頼会員登録、子育てのお手伝いをしたい方は援助提供会員登録をしていただきます。(両方の会員になることも可能です。)

登録いただいた会員同士がお互いに助けたり、助けられたりしながら子どもの成長を喜び合える活動を行っていきます。はじめは「助けられるばかり」「すこしの手助けしかできない」そんな活動からでもかまいません。できることを無理なく続け、将来にわたりお互いを助け合える活動をめざします。

本別町にお住まいの方であればどなたでも会員登録いただけます。援助の対象は小学生までのお子さんまたは、障がい等を有し援助が必要な児童です。



活動（援助）の内容

すきやきたいで行う支援はあくまでも緊急な事態に対応するなど、子どもへの一時的な対応・保護者の養育不足を補う援助活動です。軽易で短期的・補助的なものに限ります。

(1) 保護者の病気、介護・育児疲れ、買い物、冠婚葬祭、児童の病後時回復期等における一時的な子どもの預かり。

(2) 学校・保育施設等開設時間前・後の子どもの預かりおよび送迎。

(3) 産前産後の生活援助。

(4) 双子・三つ子、病弱者家庭への訪問援助。

(5) 通学路等での声かけ活動。(費用弁償無)

(6) 地域でのせわやき・相談活動、児童保護活動。(費用弁償無)

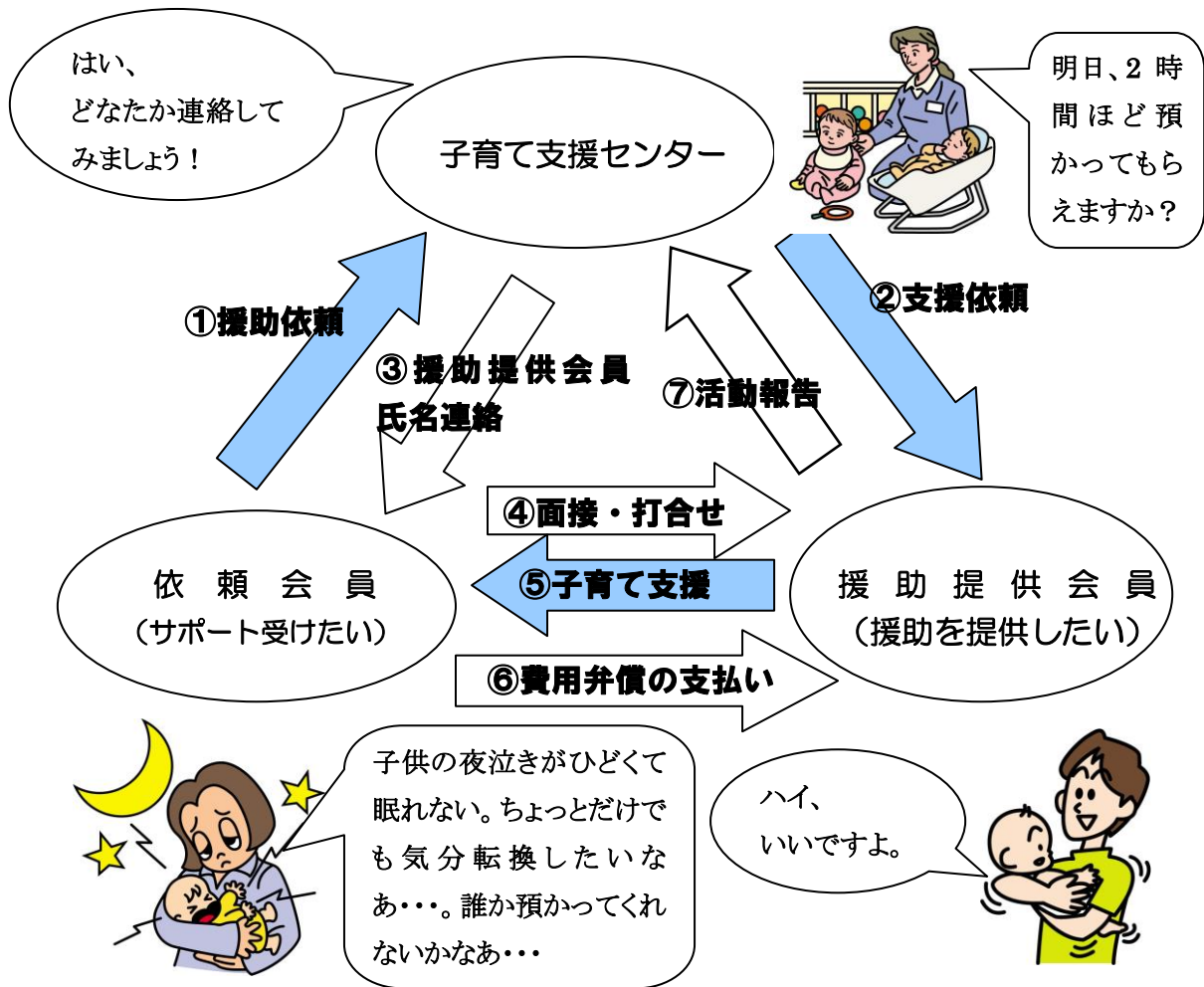
(7) その他目的達成のために必要な支援。



子どもの預かりは原則、援助提供会員の自宅とします。また、宿泊預かりは行いません。

援助提供会員が活動を行う際は会員身分証明書を携帯していただきます。

活動のながれ



- ① 子育て援助が必要になったら、子育て支援センターに依頼（原則3日前まで）
- ② 子育て支援センターで支援いただける方をさがす
- ③ 依頼があった方に支援いただける方の氏名などを連絡
- ④ 依頼者と援助者の打合せ（子どものことなど）
- ⑤ 原則援助会員宅で支援
- ⑥ 依頼会員から援助会員へ費用弁償支払（1時間400円・その他援助会員の負担した費用）
- ⑦ 援助会員から子育て支援センター（保健福祉課）に活動報告（年度末1回）

援助提供会員の選定にあたっては、依頼会員のなるべく近所の方に連絡を行います。依頼会員からの指名には応じかねますのであらかじめご了承ください。

会員の心得

1. 会員相互の助け合いであることを理解いただき、過度の期待や負担を求めることはしないでください。
2. 依頼会員・援助提供会員ともお互いのプライバシーは守りましょう。
3. 見守り・相談活動以外の活動については、緊急の場合を除き子育て支援センターへ連絡なしに、活動をしないでください。
4. 活動中に事故が発生した場合はすみやかに連絡してください。
5. 援助内容以外の要求はできません。
6. 約束した時間は守りましょう。また、利用時間等に変更がある場合は必ず連絡をしてください。
7. 事前の打合せは必ず行ってください。
8. 活動中の疑問な点、苦情については保健福祉課・子育て支援センターにお問い合わせください。



費用弁償の支払について

- 1時間あたりの費用弁償額は400円とします。ただし、きょうだいなど複数を依頼する場合、2人目からは半額になります。
- 援助時間が1時間に満たない場合は1時間とします。
- 1時間を超える利用の場合、30分未満は費用弁償額の半額とし、30分を超える場合は1時間当りの額とします。なお、2時間以降も同様です。
- 依頼会員が取り消しをする場合は必ず事前に連絡してください。無断で利用がない場合は申し込み時間の費用弁償額を支援提供会員に支払っていただきます。
- 食事（ミルク）・おやつ・おむつ等の身の回り品については、原則依頼会員が準備してください。やむを得ず支援提供会員が用意した場合は実費を支払ってください。
- 公共交通機関・タクシーなどを利用した場合は実費を、自家用車を使用した場合はガソリン代1km30円、有料道路・駐車場を使用した場合は実費を支払ってください。



もしものためにボランティア保険に加入

ボランティア活動中の様々な事故によるケガや損害を補償します。

- 活動のための学習会・会議も対象となります。
- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償となります。
- 支援提供者自身の食中毒や特定感染も補償します。

死亡保険金⇒ケガのため、事故から 180 日以内に不幸にして亡く
なられたとき

後遺障害保険金⇒ケガのため、事故の日から 180 日以内に身体の一
部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残されたとき

入院保険金⇒ケガのため入院されたとき（事故の日から 1000 日
以内）

通院保険金⇒ケガのため医師の治療を受けたとき（通院日数 90
日を限度）

手術保険金⇒ケガのために手術を受けたとき

賠償責任保険金⇒第三者の身体または財産に損害を与え、法律上
の賠償責任を負ったとき

※自動車事故の場合は、支援提供会員のみが対象となり、対人・
対物等の賠償は各自で加入の自動車保険で行っていただきます。